

令和6年度大学院における授業料後払い制度  
兼 令和6年度前期分授業料の徴収猶予  
申請要項

概要

大学院修士段階（本学においては専門職学位課程）の在籍者が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付（後払い）できる制度です。

本制度は、日本学生支援機構（JASSO）の貸与奨学金（第一種奨学金）の一形態として、JASSO から貸与を受けるものです。授業料相当額の貸与奨学金（授業料支援金）が直接大学に振り込まれ、授業料に充当されることで、まとまった資金を用意する負担が軽減されます。また、別途、生活費分の奨学金（生活費奨学金）も貸与可能です。

本制度と既存の第一種奨学金の同時利用はできません。

対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・ 令和6年度以降に本学の大学院に進学した者
- ・ 本人の希望に基づき、本学を通じて申請を行った者
- ・ JASSO の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

ただし、令和6年度については、上記に加え、次のいずれにも該当する者のみが対象となります。

- ・ 令和6年度の新規入学者
- ・ 学部で「高等教育の修学支援新制度」の対象となったことがある者
- ・ 令和6年3月卒業後、就労等を挟まずに本学の大学院へ進学した者

後払いできる授業料の額（授業料支援金）

年 535,800 円を上限として大学が請求する授業料

- ・ 授業料支援金は、第一種奨学金の一形態として、JASSO から貸与を受けるものです。利用には、保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となり、上記の金額に、保証料を上乗せした金額が貸与額となります。
- ・ 授業料免除を受けた場合、免除後の金額（納付すべき金額）が支援対象となります。全額免除となり、納付すべき金額がない場合は、当該期（前期または後期）にかかる授業料支援金は0円となります。

## 授業料支援金とは別に貸与を受けられる額(生活費奨学金)

月2万円又は4万円から学生が選択する額(無利子貸与)

- ・生活費奨学金はJASSOから学生に対して振り込まれます。令和6年度については、初回振込が11月(最短の場合の予定)となります。(11月に4月~11月分をまとめて振込)
- ・生活費奨学金の貸与を受けないことも可能です。
- ・授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできません。
- ・保証料の支払い(機関保証への加入)が必須となります。保証料は毎月の貸与月額から差し引かれます。

## 手続きの流れ

※ 令和6年3月時点の予定であり変更となることがあります

4月	申請(兼 前期分授業料の徴収猶予願) ※前期分授業料の <b>免除</b> を希望する場合は別途手続きが必要です。
5月	大学において要件確認 要件を満たす場合、採用内定(前期分授業料の徴収猶予を許可)
9月	本申請(兼 後期分授業料の徴収猶予願) ※日本学生支援機構の奨学金申込サイト(スカラネット)への入力を行う ※後期分授業料の <b>免除</b> を希望する場合は別途手続きが必要です。
10月	日本学生支援機構による選考及び採用可否決定
11月	採用された場合 ・授業料支援金は、日本学生支援機構から大学へ振込 (当該振込をもって授業料の納付があったとみなします) ・生活費奨学金(利用希望の場合)は、日本学生支援機構から申請者へ振込 不採用となった場合 ・徴収猶予中の授業料がある場合は、指定する期日までに授業料の納付が必要

## 提出書類

- ・令和6年度前期分授業料徴収猶予願(「授業料後払い制度」申請予定者用)
- ・修学支援新制度の対象者であったことが確認できる書類
  - …給付奨学生証の写し または スカラネット・パーソナルの画面の写し(給付奨学生番号及び氏名が確認できる部分)
- ・大学を卒業後、就労等を挟まずに大学院へ進学したことが確認できる書類
  - …出身大学の卒業証明書

### 申請受付期間等

受付期間:令和6年4月1日(月)~4月10日(水)(ただし、土日を除く。)

受付時間:8:30~17:00(ただし、12:30~13:30を除く。)

受付場所:学生課①番窓口

### 留意事項

- ・本制度の利用の有無にかかわらず、本学独自の授業料免除制度への出願、第二種奨学金(有利子貸与)や入学時特別増額貸与奨学金(有利子貸与)の申請は可能です。
- ・本制度に採用されず、かつ、本学独自の授業料免除が許可されない場合、指定する期日までに授業料を納付する必要があります。
- ・第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定の判定が行われます。また、業績優秀者の返還免除制度への申請が可能です。
- ・9月頃に予定する授業料後払い制度の本申請の手続きがない場合、令和6年度前期分授業料の徴収猶予許可を取り消すとともに、速やかに納付していただきます。

### 本件に関する問い合わせ先

〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町 1 番地

京都教育大学 学生課 奨学・就職支援グループ(①番窓口)

受付時間 平日8:30-17:00(12:30-13:30除く)

電話番号 075(644)8559

※問い合わせ等は、申請者(学生)本人が行ってください。